

佐賀県告示第178号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定地方公共機関
一般社団法人佐賀県バス協会
一般社団法人佐賀県タクシー協会
- 2 指定年月日 令和8年6月16日